

報告第22号

物損事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月20日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月30日

一関市長 佐藤善仁

1 損害賠償の額 220,355円

### 2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として220,355円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市  
個人

### 4 事故の概要

令和7年10月2日午前10時30分頃、一関市狐禅寺字石ノ瀬地内の市道石ノ瀬石川瀬線において、建設部道路管理課の職員が市道の草刈作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた石が市道沿いの公共施設駐車場に停車していた相手方車両の後部ガラスに当たり、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第23号

支払遅延に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 11 月 20 日 提出

一関市長 佐藤 善 仁

## 別紙

### 専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 13 日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 損害賠償の額 8,385円
- 2 相手方 宮城県仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号  
東北電力株式会社  
代表取締役社長 石山 一弘

### 3 概要

真滝学校給食センターに係る令和 7 年 7 月分の電気料金について、真滝学校給食センターの職員が支払処理を忘れ、支払期限を 32 日遅延したため、延滞利息が発生したもの